

公益社団法人高分子学会  
高分子科学功績賞内規  
(2021年3月5日理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子科学功績賞（以下、「功績賞」という）の候補者の推薦・選考については功績賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(受賞候補者の推薦手続)

第2条 受賞候補者の推薦は、①本会会員、または、②本会会長から推薦を依頼された団体のいずれかが行うものとする。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

第3条 推薦は、毎年10月末日までに、受賞候補者が所属する支部の受賞候補者推薦委員会（以下、「支部推薦委員会」という）あて行うものとする。ただし、本部に受賞候補者推薦委員会（以下、「本部推薦委員会」という）が設置された場合に限り、10月末日までに、本部推薦委員会あて行うことができる。

第4条 推薦に必要な書類は次のとおりである。（各 正1部）

- (1) 推薦書
- (2) 報文・著書・特許リスト

(推薦委員会)

第5条 功績賞受賞候補者について、会員等からの推薦を受付けるため、各支部に支部推薦委員会を毎年8月末日までにおく。

- (1) 支部長は、支部幹事会の承認を得て推薦委員3名以上からなる支部推薦委員会を組織し、名簿を会長に提出する。
- (2) 支部推薦委員長は、支部長または支部長が指名した支部幹事とする。
- 2 会長は、会員等から功績賞受賞候補者の推薦を受付けるため、必要に応じて本部推薦委員会をおくことができる。
- 3 本部推薦委員会は、会長が指名した正会員を委員長とし、正会員3名以上の推薦委員で構成するものとする。

(推薦委員会の任務)

第6条 支部推薦委員会又は本部推薦委員会は功績賞受賞候補者の推薦書を受付け、受賞資格の有無、推薦に必要な書類の完備を確認する。

第7条 委員長は、推薦委員会で前条の確認を経て、毎年11月末日までに、推薦に必要な書類を会長あて提出する。

第8条 推薦委員会は受賞資格者の推薦を促すことができる。

(選考委員会の構成と委員の選任)

第9条 功績賞受賞候補者を選考するため、高分子科学功績賞・高分子学会国際賞選考委員会（以下選考委員会）をおく。

第10条 選考委員会は、現会長および現会長が選任する会長経験者1名、現副会長1名および功績賞受賞者若干名をもって構成する。

第11条 選考委員は、専門別、支部別等の分布を考慮して毎年9月までに執行役会で選任し、会長が委嘱する。

第12条 選考委員会の委員長は、現会長とする。

第13条 選考委員の委嘱に当たっては、予め委員会開催の日取りを通知し、委員会に出席する

ことを受諾条件とする。

第14条 受賞候補者、推薦者および推薦委員は、選考委員となることはできない。

第15条 選考委員委嘱後、委員が受賞候補者の指導者、共同研究者であった場合は、選考委員会での当該候補者の業績説明時に退室し、また、当該候補者の投票は行わないものとする。

第16条 選考委員の辞退者の補充は、執行役会で決定する。

第17条 選考委員会の委員名は、選考委員会終了後、本会ホームページに公表する。

第18条 選考委員は、審議内容を部外に公表してはならない。

#### (選考委員会の任務)

第19条 選考委員会は、原則として1回開催し、受賞候補者の業績内容を審議し、受賞候補者の選考を行う。

- (1) 推薦書により受賞資格確認を行う。
- (2) 委員長は、受賞候補者ごとに担当委員を決める。
- (3) 担当委員は、分担した受賞候補者の推薦書その他により、業績内容を予め調査する。
- (4) 委員は、委員会で業績内容を説明する。説明時間は別に定める。
- (5) 受賞候補者の選考は、業績内容の説明および討論の後、無記名投票で行うものとする。投票と決定の方法については、別に定める。
- (6) 選考委員会は、必要に応じ専門委員をおくことができる。
  - イ 受賞候補者の業績を選考委員が理解する上で、委員以外の専門家の説明を必要と認めた場合、委員長は、専門委員を選考し、予め委嘱事項を示し、委嘱する。
  - ロ 専門委員は、委嘱された事項について、選考委員会で説明する。
  - ハ 専門委員は、委嘱事項に関し、部外に公表してはならない。
  - ニ 専門委員は、委員会の採決には加わらない。

#### (受賞者の決定)

第20条 会長は、選考委員会の選考結果について理事会の議決を求めるものとする。

#### (受賞決定通知)

第21条 会長は、前条の手続きを経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

#### 補 則

1. この内規は、「高分子学会賞および高分子科学功績賞内規」(1981年9月1日理事会承認、1983年5月12日、1986年5月13日、1987年5月12日、1998年5月19日一部改正理事会承認)をもとに、高分子学会賞および推薦委員会に関する部分を分離し、一部訂正したものである。
2. この内規は、理事会の承認を得て施行する。
3. 推薦に必要な書類は電子ファイルでの提出も認めるものとする。

(2003年3月26日理事会承認)

(2005年3月8日理事会承認)

(2008年11月4日理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2014年11月19日理事会承認)

(2015年3月13日理事会承認)

(2016年5月11日理事会承認)